

知っておきたい最新著作権判決例 2

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会 高畑 聖朗

要 約

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。本判決は、発信者情報開示請求に係る事件であり、短文投稿サイト「ツイッター」において、氏名不詳者のアカウントに無断でツイートされた他人の写真が、別のアカウントにリツイートされ、その際に表示された画像が元の画像と異なることなどを理由に著作者人格権（同一性保持権・氏名表示権）の侵害が肯定された事案である。侵害が肯定されたことのほか、侵害の主体がリツイート者であると認定されたことに対しては議論を要するところであり、弁理士としてぜひ知っておきたい判決である。

「リツイート」事件

リツイート行為による写真の投稿につき著作者人格権侵害の成否が争われた事例

知財高判平 30・4・25 平 28（ネ）10101
（判時 2382 号 24 頁）

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説

1. 事案の概要

(1) 当事者

原告・控訴人：職業写真家（X）

被告・被控訴人 1：ツイッター インク（Y1）

被告・被控訴人 2：Twitter Japan 株式会社（Y2）

(2) 結論

原判決変更（同一性保持権及び氏名表示権の侵害が認められ、Y1 に対するメールアドレスの開示請求を認容）

その後、上告受理申立て

(3) 関係条文

著 2 条／著 19 条／著 20 条／プロ責 2 条／プロ責 4 条

(4) キーワード

ツイート、リツイート、インラインリンク、著作者人格権、同一性保持権、氏名表示権

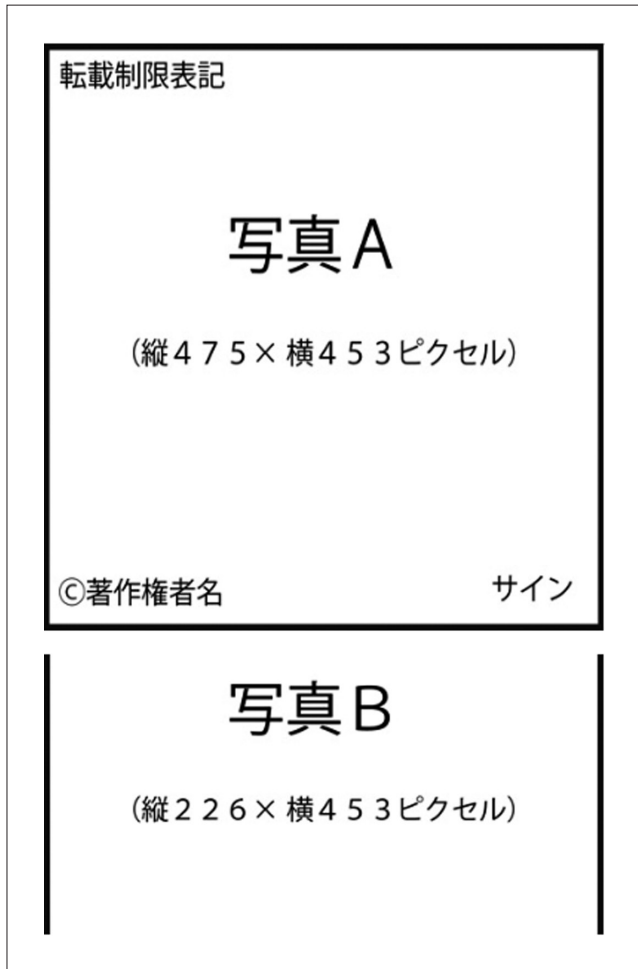
(5) 概要

本件は、X が、インターネット上の短文投稿サイト「ツイッター」において、X の著作物である本件写真が、①氏名不詳者により無断でアカウントのプロフィール画像として用いられ、その後当該アカウントのタイムライン及びツイート（投稿）にも表示されたこと、②氏名不詳者により無断で画像付きツイートの一部として用いられ、当該氏名不詳者のアカウントのタイムラインにも表示されたこと、③氏名不詳者らにより無断で上記②のツイートのリツイート（第三者のツイートについて自己のタイムラインに表示させたり自己のフォロワーに知らせたりすることによって、当該第三者のツイートを紹介又は引用することをいう。）がされて、当該氏名不詳者らのアカウント（以下「本件アカウント」という。）のタイムラインに表示されたことにより、X の写真についての著作権（複製権、公衆送信権（送信可能化権を含む。）、公衆伝達権）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権）が侵害されたと主張して、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4 条 1 項に基づき、上記①～③のそれぞれについて、Y1 及び Y2 に対し、発信者情報の開示を求めた事案である。

原審の判決は、Y1 に対する請求を上記①及び②の各アカウントのメールアドレスの開示を求める限度で認容し、Y1 に対するその余の請求及び Y2 に対する

請求をいずれも棄却したので、Xはこれを不服として本件控訴を提起した。

なお、本稿では紙幅の都合により、上記③のうち、著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権に限る。）に係る部分に絞って紹介することとする。



上の図は、Xのブログ
(<http://ynawata.asablo.jp/blog/2018/05/22/8854401>)
に掲載されたものである。

写真B（リツイート画像）では、写真A（元の画像）の上下部分が切除された結果、著作権者名等も表示されなくなった。

2. 争点

本件アカウントにつき、本件リツイート行為によりXの著作者人格権が侵害されたことが明らかであるか（プロバイダ責任制限法4条1項1号）等

3. 判旨

いずれも流通情報（元の写真画像）と本件アカウントのタイムラインに表示された画像を対比することにより判断がなされている。

(1) 著作者人格権（同一性保持権）侵害について

本件アカウントのタイムラインにおいて表示されて

いる画像は、流通情報の画像とは異なるものである。この表示されている画像は、表示するに際して、本件リツイート行為の結果として送信されたHTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、上記のとおり画像が異なっているものであり、流通情報の画像データ自体に変更が加えられているものではない。

しかし、表示される画像は、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとして、著作権法2条1項1号にいう著作物ということができるところ、表示するに際して、HTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどを指定されたために、本件アカウントのタイムラインにおいて表示されている画像はトリミングされた画像となったものと認められるから、本件リツイート者らによって変更されたもので、同一性保持権が侵害されているということが出来る。

この点について、Y1らは、仮に変更されたとしても、その変更の主体は、インターネットユーザーであると主張するが、上記のとおり、本件リツイート行為の結果として送信されたHTMLプログラムやCSSプログラム等により位置や大きさなどが指定されたために、変更されたということが出来るから、変更の主体は本件リツイート者らであると評価することができるのであって、インターネットユーザーを変更の主体と評価することはできない。また、Y1らは、著作権法20条2項4号「やむを得ない」変更にあたると主張するが、本件リツイート行為は、他のアカウントにおいてXに無断で本件写真の画像ファイルを含むツイートが行われたもののリツイート行為であるから、そのような行為に伴う変更が「やむを得ない」変更にあたると認めることはできない。

(2) 著作者人格権（氏名表示権）侵害について

本件アカウントのタイムラインにおいて表示されている画像には、Xの氏名は表示されていない。そして、表示するに際してHTMLプログラムやCSSプログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、本件アカウントのタイムラインにおいて表示されている画像はトリミングされた画像となり、Xの氏名が表示されなくなったものと認められるから、Xは、本件リツイート者らによって、本件リツイート行為により、著作物の公衆への提供又は提示に際し、著作者名を表示する権利を侵害されたということが出来る。

4. 解説

本判決は平成 30 年度になされた著作権法関係の判決の中でも注目度が高く、その理由としてはリツイート行為による同一性保持権及び氏名表示権の侵害が肯定されたことにある⁽¹⁾。

(1) 著作者人格権（同一性保持権）侵害について

同一性保持権とは、著作者が著作物やその題号を改変するか否かを決する権利であり⁽²⁾、種々の論点が存在するところ、はじめに改変の該当性とその主体について検討する。

原判決では、リツイートの仕組みに着目し、その行為自体として画像ファイルのデータを送信し、又は送信化が行われないことを前提に、改変も行われずとして、同一性保持権の侵害を否定した。

一方、本判決では、画像が異なる点について、「画像データ自体に改変が加えられているものではない。」とした上で、「表示するに際して、本件リツイート行為の結果として送信された HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどが指定された」ことを理由に、「本件リツイート者らによって改変されたもの」と判断された。これに対しては、サーバにアップロードされた画像ファイルによってブラウザ画面上に描画する際に、HTML 及び CSS の働きによってトリミングされた状態で表示されるに過ぎないのに「改変」とされた点が問題視されている⁽³⁾。

これに対し Y1 らは、「仮に改変されたとしても、その改変の主体は、インターネットユーザーである」と主張したが、「リツイート行為の結果」に起因するものとして否定された。改変がリツイート者の意思により行われたものではない場合であっても侵害の主体となり得る点に関しては見解が分かれるところである⁽⁴⁾。

また、Y1 らは、著作権法 20 条 2 項 4 号の「やむを得ない」改変に当たると主張したものの、X に無断で行われたツイートに対するリツイート行為であることを理由に一蹴されている。

(2) 著作者人格権（氏名表示権）侵害について

氏名表示権とは、著作物の原作品上、または著作物を公衆に提供する際に、どのような名前（実名、変名、偽名、筆名など）を表示するか、あるいは著作者名を表示しないかを決することができる権利である⁽⁵⁾。

原判決では、「本件リツイート者らから公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえない」として、氏名表示権の侵害を否定した。

一方、本判決では、同一性保持権と同様にリツイート者らの行為により、本件アカウントのタイムラインにおいて表示されている画像に X の氏名が表示されなくなったものと認められ、氏名表示権の侵害と判断された。当然、公衆への提供等の部分についても肯定されたことになる。

なお、著作権法 19 条 3 項の適用を検討する価値があり、条件次第ではサムネイル表示として氏名表示を省略することができるとの判断があり得るとの見解も存する⁽⁶⁾。同一性保持権における 20 条 2 項 4 号と同様に適用除外の規定であるが、氏名表示権では Y による主張がなされていない。

(3) まとめ

本判決を簡潔にまとめると以下のとおりとなる。

①他人がツイートした画像をリツイートした結果、当該画像が自動的にトリミングされた場合であっても、同一性保持権の侵害（改変）に該当し得る。

②侵害の主体は、リツイート者となる。

本件は、発信者情報開示請求事件であり、著作者人格権侵害事件のように著作者と侵害者の間で主張がなされた上での判断ではないものの、結論自体には問題があると言わざるを得ない。トリミングはリツイート者の意思によりなされたものではない上に、表示上の画像がトリミングされていたとしても、当該画像をクリックすれば元の画像が表示されることは多くのユーザーが認識しているためである。

本判決に対しては上告受理の申立てがなされており、最高裁における適切な判断が待たれるところである。

以上

(注)

(1) 堀江亜衣子「リツイートによる著作者人格権侵害」ジュリスト 1531 号 平成 30 年度重要判例解説（2019 年）262 頁、ITmedia NEWS「『RT で画像自動トリミング、著作者人格権侵害に当たる』知財高裁判決、Twitter ユーザーに衝撃」（2018 年 6 月 13 日）<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1806/13/news109.html>（2019 年 7 月 20 日最終閲覧）

(2) 高林龍『標準 著作権法 [第 2 版]』有斐閣（2013 年）221 頁

(3) 谷川和幸「Twitter に投稿された画像の同一性保持権侵害等が認められた事例－Twitter リツイート事件控訴審」福岡大学法学論叢 63 巻 2 号（2018 年）565 頁

(4) 小泉直樹「リツイートによる著作者人格権侵害の主体」ジュリスト 1524 号 8 頁乃至 9 頁

(5) 前掲 (2) 高林 220 頁

(6) 前掲 (3) 谷川 572 頁

（原稿受領 2019.7.31）